

仕 様 書

1 業務名

「ホリデー・テーリング2026」記念品贈呈業務

2 贈呈期間（33日間）

令和8年7月25日（土）～令和8年10月25日（日）

土曜日・日曜日・祝日（33日間）

【7月】25、26（2日間）

【8月】1、2、8、9、11、15、16、22、23、29、30（11日間）

【9月】5、6、12、13、19、20、21、22、23、26、27（11日間）

【10月】3、4、10、11、12、17、18、24、25（9日間）

3 贈呈時間

13時00分～17時00分

※ 準備及び後片付けを含む拘束時間12時30分～17時30分

4 贈呈場所

地下鉄東豊線大通駅コンコース B1（バスセンター前駅連絡通路・27番出入口方面）

詳細は別紙のとおり。

※ 都合により変更となる場合あり。

5 業務内容

- (1) 参加者への記念品贈呈
- (2) 贈呈場所における机等の設置・撤去
- (3) 贈呈場所における参加者の整列・誘導等
- (4) 記念品払出数及び在庫数の調査
- (5) 「ホリデー・テーリング2026」に関するお問い合わせへの対応等

6 従事者数

常に3名以上で対応にあたること。

※ うち1名については、スタッフの指示・指導、トラブル発生時の対応等のため、責任ある立場のものを配置すること。

7 スタッフビブス及び名札の着用

参加者と本業務従事者とを区別するため、委託者にて貸与するスタッフ用ビブスを着用し、汚れが目立つ場合及び本業務終了時には洗濯し、返却すること。

また、従事中は委託者にて貸与する名札を着用すること。

8 提出書類

- (1) 記念品払出数・在庫数・交換人数については、業務実施日ごとに精査し、報告すること。
- (2) 緊急時に確実に委託者と連絡が取れる責任者の緊急連絡先と、業務従事者の氏名及び連絡先が記載されている名簿を提出すること。

※ 様式については特に定めない。

9 支払い方法

委託者は、委託料を分割して受託者に支払うものとする。支払内訳は月毎に日数に応じた割合とする。端数が生じた場合においては、1回目の支払いにて加算調整を行うものとする。

受託者は、毎月業務完了後、速やかに業務完了届を提出し、必要な手続きを経て当公社へ請求するものとする。

10 個人情報の取り扱いについて

- (1) 受託者は、受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報を取り扱う業務の全部又は、一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の複写及び複製を行ってはならない。
- (4) 受託者は、受託業務を履行するために公社から引き渡された個人情報及び受託業務履行のために自ら収集した個人情報をその目的の範囲内において使用しなければならない。
- (5) 受託者は、受託した業務で収集・使用した個人情報は、業務終了後に委託者に返還しなければならない。ただし、委託者から廃棄の指示があった場合は、速やかに廃棄しなければならない。
- (6) 受託者は、受託した業務で使用している個人情報の紛失等の事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告し、最善の方策を講じなければならない。
- (7) 受託者は、契約書等の各条項に違反したときは、契約解除等をするものとし、委託者が被った損害については賠償しなければならない。

11 その他

- (1) 業務の履行にあたり、受託者は参加者の動線確保等、事故のないよう安全には十分注意を払うこと。
また、駅構内通行人の安全にも十分に配慮すること。
- (2) 本業務中に受託者の過失により、施設及び第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において対応することとし、当公社では、一切の責任を負わないものとする。
また、その発生状況等について、速やかに報告するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び不明な点などが発生した場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

担当：一般財団法人札幌市交通事業振興公社

窓口サービス課管理係

TEL 011-896-2725

FAX 011-802-2216

